

## 院外処方 あれこれ

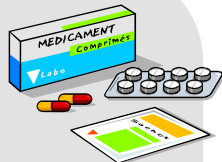
### 院外処方とは？

院外処方とは厚生労働省が進める医薬分業の制度に伴い行われるものです。医師が薬を渡す代わりに院外処方せんを発行し、町の保険薬局の薬剤師が処方内容、薬の飲み合わせ等を再確認し、お薬を渡すシステムです。このシステムは世界の先進国のほとんどで実施されており、現在我が国では全国の病院、診療所で出される外来処方のうち50%以上が院外処方せんとなっています。

病院の薬剤師は院外処方せんの発行により、入院患者の調剤、注射薬調製や服薬指導により時間をかけるようになります。

保険薬局とは院外処方せんを受け付ける薬局のことです。

当院は院外処方です



### 院外処方せんによるお薬の受け取り方

病院あるいは診療所等で医師の診察を受けた後に発行される院外処方せんを町の保険薬局(処方せんを受付する薬局)にお持ちいただき、処方せんの内容に従って調剤されたお薬をお買い求め下さい。

### 院外処方せんをなくしてしまったら

院外処方せんを受け取った後、薬局に持っていきまでに紛失してしまった場合は、病院で再度処方せんを発行してもらわなければならないのでご注意ください(処方せんの発行料は自費となります)。

### 処方せんの有効期間は？

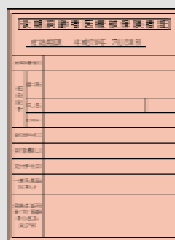
院外処方せんの有効期間は発行した日を含めて4日間です。これを過ぎると保険薬局での調剤ができなくなりますので、処方せんを受け取られたら早めに保険薬局へ処方せんをお持ちください。

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

### 保険証変更のお知らせ

現在、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険証をお使いの方へお知らせです。

これまでの「ピンク色」の保険証は7月31日で有効期限が切れており、8月1日からは「黄色」の保険証に変わっております。受付の際に、新しい『黄色』の保険証提示をよろしくお願い致します。



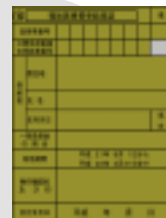
(ピンク色)



(黄色)

まだお手元に新しい保険証が届いていない場合は、お住まいの市町村または京都府後期高齢者医療広域連合までお問い合わせ下さい。

また、福祉医療受給者証も8月1日より変更となっております。いずれの証も、お手元に届きましたら受診の際に窓口でご提示くださいますようご協力のほどよろしくお願い致します。



(鶯色)

### 病院からのお知らせ

- 8月は外来担当の医師変更等が多くございますので、受診の際はご注意下さい。受付横に変更を掲示しております。
- お盆の間も通常通り診察をおこなっております。
- 9月より乙訓基本健康審査がはじまります。詳しくは次号にてお知らせいたします。



### 「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院

## 新河端病院 理念

# 信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します。
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します。